

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部 公的研究費使用に関する不正防止計画（令和 2-5 年度）

節	内容	令和 2-3 年度計画	令和 2-3 年度実施状況	令和 4-5 年度計画
1	機関内の責任体系の明確化	—	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の遵守を徹底するため「女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定し、年度内に施行する。	(整備済)
2	適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	①職員就業規則の改定を完了する。また、監事監査規程の制定に伴い、会計監査、内部監査との三様監査の実施の実現に向け、法人としての方向性を打ち出し、周知徹底を図る。 ②内部監査委員会の実効化を図るための再編案を検討し、令和 2 年度できるだけ早期の執行を目指す。	①就業規則改定ができておらず、懲戒関係の是正に至っていない。また、監事監査規程の制定に伴い、会計監査、内部監査との三様監査の実施が実現した。 ②内部監査委員会（「公的研究費」ではなく本体）については、具体的な検討に至っていない。	①就業規則の改定は、継続中であり令和 4 年度に行う予定である。また、監査体制の整備により、それぞれの役割を明確にして不正防止計画の効果をもて、改善につなげていきたい。 ②予てからの懸案事項である内部監査室の設置に向け、規程整備や人選などの準備に入る。できれば専属のスタッフを配置したいと考えている。
3	不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則り、引き続き以下のとおり不正防止体制の整備に努める。 ①不正防止計画の進捗状況を確認し不正防止計画の改訂に反映する。 ②必要に応じ規程等の見直しを検討する。 ③研究倫理教育の充実・改善を図る。	上記の「女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」の制定と併せて「公的研究費の管理・監査に関する規則」「公的研究費執行に関するルール」も改定する。研究倫理教育は、当年度分がすでに完了した。	令和 2-3 年度計画を踏襲しつつ、必要に応じた見直しを行う。

4	研究費の適正な運営・管理活動	<p>公的研究費の執行により雇用する非常勤職員との面談を継続して実施する。</p> <p>利益相反についても研究倫理審査委員会での審査を徹底する。</p>	<p>不正防止計画に則り、左記の面談を継続して実施した。</p> <p>利益相反についても審査を徹底した。</p>	<p>令和 2-3 年度計画を踏襲しつつ、必要に応じた見直しを行う。</p>
5	情報発信・共有化の推進	(整備済)	(整備済)	(整備済)
6	モニタリングの在り方	<p>①内部監査委員会中長期・年次計画の見直しと改革の継続</p> <p>②内部監査委員向研修会の継続実施・事務局員の研修実施</p> <p>③リスク・アプローチ監査（臨時職員との面談、備品の現物確認）の継続実施</p> <p>④内部監査結果については、最高管理責任者に報告すると共に監事、会計監査人と意見交換を実施し次期の不正防止計画に反映させることとする。</p> <p>⑤内部監査結果について講評会を開催し、監査対象研究者にフィードバックすることで、注意喚起を実施したい。講評会は当面公開ではなく実施するつもりでいるが、不適正な事案が発覚した場合は研究倫理教育研修会で匿名化し事例を紹介することで対応する。</p>	<p>公的研究費内部監査（実査）については、令和 2・3 年度とも 12 月にリスク・アプローチ監査を含めて実施し、いずれも不正は確認されなかった。</p> <p>実査の結果は、従来どおり最高管理責任者に報告した。監事及び会計監査人との意見交換は、令和 2 年度分は 3 年 5 月に実施し、3 年度分も 4 年 5 月に実施する予定である。</p> <p>講評会は開催に至っていない。</p>	<p>令和 2-3 年度計画を踏襲しつつ、必要に応じた見直しを行う。</p>

(注) 節、内容は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」による

以上